

（宛先）松山市監査委員 様

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年3月21日付松監第80号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等	こども家庭部 すくすく支援課	所管課等長氏名	篠 崎 征 子
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない		
指 摘 事 項	措 置 状 況		
1 収入事務について （１）保健指導費負担金 ・未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額算定誤りについて 未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額は、松山市母子保健法施行細則に基づき、月額費用徴収額を決定することにより算定しているが、細則で定められた金額と異なる金額で決定しているものや、変更となった費用徴収額が反映されていないものがあったことによる調定額の算定誤りが 2 件見受けられた。正しい算定処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について （１）保健指導費負担金 ・未熟児養育医療費の扶養義務者自己負担金の調定額算定誤りについて 子育て支援課への代行請求に必要な『養育給付台帳』について、手入力による処理を行っていたところ、人為的ミスが発生した。事務処理方法について改めて確認したところ、当該医療費助成を管理しているシステムから同等の台帳が出力できることから、管理システムからの出力に変更し、手入力対応を取りやめた。 また、今まで以上に確認作業の強化が必要と考え、管理システム入力時、給付決定決裁及び代行請求決裁時の確認作業を 3 名体制へと改善を行った。 今後、同じようなことが起こらないように細心の注意を払い、適正な事務手続きを徹底する。		
2 妊娠・出産支援事業の支出事務について ①負担金の未精算について 資金前渡で支払われた負担金は、松山市財務会計規則に基づき、支払済後又は帰庁後 5 日以内に精算書を作成することとされているが、精算が行われていない状況が見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続きを徹底されたい。	2 妊娠・出産支援事業の支出事務について ① 負担金の未精算について 遅延していた精算処理手続きを早急に行うとともに、担当者に事務の流れを指導した。また、本件は、担当者が精算処理期限を理解しておらず、期限内の処理ができていなかったものであり、今後は担当者含め複数人で精算処理のスケジュール管理等を行い、適切な事務処理の徹底に努める。		

②支出負担行為書の未作成及び契約書の支払いに関する規定等について

松山市財務会計規則により、契約金額が確定している場合は、支出負担行為書を作成することと定められているが、電子母子手帳サービス利用料については、令和5年4月に契約を締結しているにもかかわらず、支出負担行為書が作成されていなかった。また、その契約は利用料の支払いについて毎月払と定めているが、契約先との協議により年度一括払として支払いを行うこととしており、契約内容の変更は行われていなかった。

支出負担行為書の作成及び契約書の変更が行われなかった理由と、それらの改善に向けた取組を検証し、適切な事務手続を徹底されたい。

②支出負担行為書の未作成及び契約書の支払いに関する規定等について

早急に支出負担行為書の作成処理手続きを行うとともに、契約先との口頭協議により年度末の一括払いとしていた利用料の支払いについても正式に契約内容の変更を行った。

電子母子手帳サービス利用料については、担当者が支出負担行為兼支出命令書で処理するものと誤認していたことにより、支出負担行為書の作成を行っていなかったものである。本件の支払い方法については、契約先と口頭協議で年度末の一括払いとしており、その後契約先からの請求書の提出が一度もなかったこともあり、本契約条文中「当社は、本サービスの利用料を毎月末日で締切り集計し、請求書を契約者に交付します。」という文を、集計は毎月行うが請求は一括で行うものと認識していたものである。今後は疑義のない文言での契約書取り交わしをするようより一層注意し、適切な事務手続きの徹底に努める。また、令和6年度の同契約に関する事務手続きを適切に行えるように、契約先と契約の文言について細かな打ち合わせを行い、課内でも協議・準備・引継ぎ等を行った。なお、他の委託業務の契約内容についても確認を行った。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 生活衛生課	所管課等長氏名 宮 内 俊 輔
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 環境衛生使用料 ・環境衛生使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 釣島共同給水施設の水道使用料は、釣島共同給水施設水道使用料等管理業務委託の契約書において、水道使用料の徴収が委託業務として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。 (3) 動物愛護推進手数料 ・動物愛護推進手数料徴収を私人に委託する場合の告示について 動物愛護推進手数料は、狂犬病予防業務委託の契約書等により、狂犬病予防注射済票交付手数料及び犬の登録手数料の徴収が委託業務として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。法令等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (1) 環境衛生使用料 ・環境衛生使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 水道使用料の徴収について、納入者全員に委託業者等を通知しており、財務会計規則第 55 条のただし書きが適用されると解釈していたため、告示を行っていなかった。 定期監査の指摘を受け、令和 6 年 3 月 12 日付け松山市告示第 65 号で釣島共同給水施設に係る水道料金の徴収事務の委託について告示を行い速やかに改善した。 また、令和 6 年度の徴収事務の委託についてもすでに告示処理を適切に行っており、今後も、関係法令等に基づいた適正な事務手続きを行っていく。 (3) 動物愛護推進手数料 ・動物愛護推進手数料徴収を私人に委託する場合の告示について 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収について、納入者全員に委託業者等を通知しており、財務会計規則第 55 条のただし書きが適用されると解釈していたため、告示を行っていなかった。 定期監査の指摘を受け、令和 6 年 3 月 12 日付け松山市告示第 66～68 号で犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の委託について告示を行い速やかに改善した。 また、令和 6 年度の徴収事務の委託についてもすでに告示処理を適切に行っており、今後も、関係法令等に基づいた適正な事務手続きを行っていく。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 健康医療部 健康づくり推進課	所管課等長氏名 村 上 達 也
措置の状況 ■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 保健事業費雑入 ・ 払込書兼領収書の氏名について 調理実習において会計員が受講者から実習費を徴収し金融機関に納付しているが、納付のために作成する払込書兼領収書の氏名が会計員ではなく受講者の氏名となっている状況が見受けられた。払込書兼領収書の氏名を誤った理由及びその改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (1) 保健事業費雑入 ・ 払込書兼領収書の氏名について 担当者への指導及び関係部局と調整し、払込書兼領収書を含む関係書類を訂正しました。 当件は、払込書兼領収書と納付書兼領収書の宛名は同一であるという担当者の誤認識及び調定書決裁時の確認不足によるものです。 今後は、当件について担当課内で情報共有し、関係書類の記載内容を十分に確認したうえで、金融機関に払い込むことを徹底します。
2 がん対策事業の支出事務について ・ 業務完了報告書の提出について がん検診個別勧奨及び再勧奨通知作成業務委託の契約書において、仕様書に定める業務を完了した時には、業務完了報告書を提出することが定められているが、第1回目の業務完了後に提出されていない状況が見受けられた。担当課において履行確認は行われていたが、契約書に沿った事務処理が行われなかった理由及びその改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	2 がん対策事業の支出事務について ・ 業務完了報告書の提出について 委託先から未提出となっていた第1回目の業務完了報告書を受領しました。 当件は、第1回目の業務完了後は業務の履行確認が出来ていれば、業務完了報告書の提出は全業務終了時のみで良いという担当者の誤認識によるものです。 今後は、委託料の支払いの都度、業務完了報告書を提出させ検査を実施し委託料を支払うという、契約書（仕様書）に沿った適正な事務処理を徹底します。

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業局管理者 大 崎 修 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 経営管理課	所管課等長氏名 井手本 公治
措置の状況	☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
②定期点検整備の実施について 監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。 【むすび】 今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。 公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。 そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。 公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあった。 また、公用車の点検・整備について、道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検が定め	②定期点検整備の実施について 公営企業局が管理する車は、経営管理課で「車検・法定点検予定表」に基づき、車検及び法定点検を行っています。今回指摘がありました特殊車両（給水車）については法定点検の予定日の記載漏れがあり、法定点検が行われていませんでした。 改善の取り組みとして、「車検・法定点検予定表」作成時に記載漏れがないか、経営管理課及び車両を使用する担当課で確認するよう見直しました。さらに、担当課に車両点検時に法定点検の実施状況を確認するよう周知徹底しました。 今後も引き続き適正な管理を徹底していきます。

られた時期に実施されていなかった車両があった。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和 5 年 3 月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。

(宛先) 松山市監査委員

松山市公営企業局管理者 大 崎 修 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 公営企業局上下水道部 水道管路管理センター	所管課等長氏名 森 貞 昭 和
措置の状況	☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
②定期点検整備の実施について 監査対象課等において一部現地調査を実施したところ、水道管路管理センターの所有する特種車（給水車）の点検整備済ステッカーが令和 5 年 8 月となっており、点検時期を過ぎている状態であった。点検整備は道路運送車両法により点検の時期が定められており、使用者の義務となっている。公営企業局では経営管理課が点検等の管理を行っているが、今後においては車両を使用している課等においても点検時期を管理するなど、点検整備漏れのないよう再発防止のための対策を検討し、適正な管理を徹底されたい。 【むすび】 今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。 公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。 そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。 公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあった。 また、公用車の点検・整備について、道路運	②定期点検整備の実施について 公営企業局が管理する車は、経営管理課で「車検・法定点検予定表」に基づき、車検及び法定点検を行うことになっていることから、今回指摘がありました特殊車（給水車）の車両点検時に法定点検の実施状況を確認しておらず、法定点検期間が過ぎていました。 改善策として、毎月実施する車両点検の検査項目に「法定点検満了日」、「車検満了日」を確認することを追加し再発防止を図ります。 また、「車検・法定点検予定表」については、経営管理課が作成の際に、水道管路管理センターでも記載漏れ等がないか点検整備済ステッカーや車検証等で確認するよう見直しました。 今後も引き続き適正な管理を徹底していきます。

送車両法第 48 条の規定による定期点検が定められた時期に実施されていなかった車両があった。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和 5 年 3 月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。